

# I 令和3年度事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録機関」として、47建築士会協力の下、改正建築士法による新たな建築士制度に対応して登録事務等の遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施した。

## 〔重点施策〕

1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録の円滑な推進
2. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
3. 建築士の資質の維持・向上
4. 改正業務報酬基準の周知・普及と建築士の業務環境の改善
5. 会員増強の推進
6. 地域に根差したまちづくりや感染症対策等専門活動の推進（自治体との連携強化）
7. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用推進
8. 国際化への対応
9. 広報・情報活動の積極的展開
10. ICTを活用した事業の推進

今年度の事業の実施状況は、以下の通りである。

なお、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防のため、業務の実施にあたってマスク着用、手指消毒、時差出勤、WEBによる会議の開催、業務の一部を在宅で行う等、感染症の予防に配慮した活動に努めた。

## 〔事業内容〕〈公益目的事業別〉

### 〈公益目的事業-1 建築士の教育及び調査研究・普及宣伝事業〉

#### 1. 建築士の資質の維持・向上に係る事業

##### (1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施

コロナ禍で受講者確保が厳しく、会場にも定員制限等がある中、各建築士会では開催回数を増強する等受講者確保に努めた。

##### 1) 建築士定期講習の開催支援

今年度も47建築士会の協力の下に建築士法第22条の2に基づく建築士定期講習を実施した。また、今年度から開始したWEBによるオンライン講習の推進を図った。

##### ・第1期（4月～6月）

受講者数2,061名（昨年度比2,061名増（※）、3年度前比1,155名減）

内、WEB受講者数0名

※昨年度第1期は新型コロナウイルス感染拡大防

止策として、全ての講習が中止となったため

実施会場数 38会場（昨年度比38会場増、3年度前比7会場増）

##### ・第2期（7月～9月）

受講者数3,812名（昨年度比1,351名減、3年度前比381名減、）

内、WEB受講者数209名

実施会場数 165会場（昨年度比56会場増、3年度前比107会場増）

##### ・第3期（10月～12月）

受講者数3,923名（昨年度比3,282名減、3年度前比209名減）

内、WEB受講者数391名

実施会場数159会場（昨年度比29会場増、3年度前比100会場増）

##### ・第4期（1月～3月）

受講者数3,137名（昨年度比3,094名減、3年度前比276名減）

内、WEB受講者数215名

実施会場数136会場（昨年度比19会場増、3年度前比76会場増）

〈令和3年度合計〉

受講者数12,933名（昨年度比5,666名減、3年度前比1,927名減）

内、WEB受講者数771名

実施会場数498会場（昨年度比145会場増、3年度前比291会場増）

#### 2) 監理技術者講習の実施

建設業法第26条に基づく監理技術者講習を、建築工事を主体とした講義内容で37建築士会協力の下に実施した。

・実施建築士会数 34建築士会

・会場数 265会場

・受講者数 1,483名

#### 3) 既存住宅状況調査技術者講習の実施

改正宅建業法に基づく建物の構造安全性等を調査する既存住宅状況調査技術者を育成するため、講義と修了考査による技術研修を47建築士会の協力の下に全国で実施した。

実施状況は以下の通り。

・新規講習：受講者数 685名（対面516名、会場数51会場、オンライン受講者数 169名）

・更新講習：受講者数1222名（対面285名、会場数55会場、オンライン受講者数 937名）

#### 4) 「建築作品賞」、「木の建築賞」の実施

##### ①建築作品賞

新型コロナウイルス感染症拡大の関係で昨年度の応募作品に係る審査を今年度実施した。その結果は、以下の通り。なお、優秀賞、U40賞については11月20日の全国大会の式典で表彰式を執り行った。

応募総数275点

カテゴリー別応募点数

1-1 居住・生活空間系の建物：117点

1-2 商業・業務・交通系の建物：39点

1-3 教育・文化・福祉系の建物：73点

1-4 その他：11点

リノベーション：35点

U40応募作品：87点

・現地審査 対象総数27点

- ・審査期間 6月～8月
- ・最終審査日 8月6日
- ・審査結果 大賞 1点 作品名「大地の家」  
／西口賢（愛知建築士会）  
上記のほか、優秀賞4点、奨励賞9点、U40賞  
2点を選出した。

②木の建築賞（木の建築フォーラムとの共催）  
東北ブロックを対象に募集し、審査を行った。

【審査経過】

- ・9月15日：一次選考会（書類選考）
- ・10月30日：二次選考会（木の建築賞発表会）・  
統括討論会
- ・11月上旬～12月下旬：三次選考会（現地審  
査見学会）
- ・1月19日：最終選考会

【審査結果】

木の建築大賞 道の駅ふたつ／西方里見（設  
計チーム木協同組合）

木の建築賞（建築士会東北ブロック会賞）  
ノーザンステーションゲート秋田／木村英明（東  
日本旅客鉄道株式会社秋田支社）  
上記のほか7賞を選出した。

5) 様々な課題に対応できる建築士の養成

①応急危険度判定講習会の実施

地震による全壊、半壊など被災建物の安全性  
等を判定する応急危険度判定士を養成し、被災  
自治体等からの派遣要請に応えるため、建築士  
の技術向上にも資する講習として、建築士会の協  
力の下に講習会を実施した。

- ・実施士会数 8建築士会（茨城、東京、富山、  
滋賀、島根、広島、香川、高知）
- ・受講者数 911名

②ヘリテージマネージャーの育成

ヘリテージマネージャー（略：HM、地域の歴  
史的な文化遺産を発掘し、保存・活用等を通し  
て地域の活性化に資する能力を持った人材）の  
育成を行った。また、今年度は、文化庁の依頼  
により、文化財建造物における保存修理に携わる  
建築専門家の後継者育成を目的に、文化庁補助  
制度を活用した「スキルアップ講習」（標準21時間）  
を4士会で実施した。

（60時間講習）（基礎的素養の習得を目的）

今年度は、新たに山形で実施。

実施士会数 延べ45士会+NPO法人（1団体・  
活動地域：京都）計46団体が養成中

（22時間講習）（更なるスキルアップを目的）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開  
催を見合わせた。

（21時間講習）（保存修理技術のスキルアップを  
目的）

富山、和歌山、岡山、鹿児島

③換気診断アドバイス講習の実施

新型コロナウイルス禍において、建物内の換気  
対策が不十分なケースが多く、クラスターによる感

染拡大の発生要因ともなっている。そこで、建築  
士会が、店舗、オフィスを対象に部屋の換気状況  
を確認し、そのアドバイスを行える建築士を養成  
する講習を開始した。講習を修了した会員建築士  
は建築士会にアドバイザー登録を行い、依頼者か  
らの要請に応えた。

- ・実施建築士会数 対面講習：6建築士会（受  
講者数422名）
- ・オンライン講習（受講者数384名）

④要除却認定調査実務者講習会の実施

マンションの維持管理の適正化や、老朽化が進  
み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた  
取組みを強化するため、令和2年6月に「マンシ  
ョンの管理の適正化の推進に関する法律（マンシ  
ョン管理適正化法）」と「マンションの建替え等  
の円滑化に関する法律（マンション建替円滑化法）」  
が改正された。これを受けマンションの将来像の  
検討と要除却認定基準への妥当性調査の一体的  
な実施の促進を目的とし、マンション建替え等  
に関する専門的知識を有する技術者育成のため、  
要除却認定等に関する講習を実施した。

- ・オンライン講習 受講者数291名

6) ICTを活用した講習の推進

既存住宅状況調査技術者講習新規講習にオン  
ライン講習を新たに導入、換気アドバイス講習、  
BIM スタートアップセミナー、BIM 初心者講習会等、  
オンラインによる講習を推進した。

(2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携

1) 設計図書整合性向上ガイドブックの普及等

建築技術委員会設計図書検討部会における設計  
図書の不整合問題の検討成果として令和2年6月に  
「設計図書整合性向上ガイドライン」を発刊した。コ  
ロナ禍において普及促進を図るべく、会誌「建築士」  
において同ガイドブックを材料に近角会長と部会幹  
事との「座談会」、「CPD 講座」を展開した。

2) 建築施工系技術者の育成

建築技術委員会の下に設置している建築施工系  
技術者育成部会にWGを設置して、施工図に係る  
課題とその解決策を探るべく検討を行った。

(3) 継続能力開発（CPD）・専攻建築士制度の普及・  
推進

1) CPD の行政機関での積極的活用へ向けた運動

CPD の活用について、工事入札時の総合評価  
点の加点や設計プロポーザルの加点評価にも採  
用されるよう、各行政機関への働きかけを引続き  
行った。

令和3年4月よりCPD への取り組み状況が経営  
事項審査基準にて加点対象になったことに対し、  
建設会社、設計事務所等に対し、建築士会 CPD  
制度を宣伝、CPD 制度参加者募集活動を実施した。

- ・3月末現在、登録者数78,238名
- ・行政機関での採用：45道府県、47市、2町、  
国交省、内閣府等

2) 専攻建築士登録更新の推進と行政機関での積極的活用へ向けた運動

各建築士会を通じて更新時期を迎える者にその旨の通知を実施し、更新手続きの促進を図るとともに、登録者に対するメリット付与（例：プロポーザル方式による設計者選定の条件として、専攻建築士を明記すること）に関して引続き検討を行った。  
申請受付期間 令和4年1月4日～2月28日  
認定評議会：令和4年3月25日

【評議結果】

- ・申請建築士会44建築士会
  - ・新規申請32名35領域
  - ・更新申請534名688領域
  - ・経歴申請7名9領域
- 合計573名732領域、44建築士会、573名732領域を認定  
令和3年度の認定者総数2,570名

(4) 建築士を目指す人への支援

1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施

建築教育課程のある工業高校、高等学校、工業高等専門学校（ただし、3年生までとする）を対象（教員が監督、同校在学学生を選手としたチーム編成で応募）としたコンペ「建築甲子園」を実施した。

- ・応募数 34校
- ・一次審査 11月11日
- ・二次審査 12月13日

【審査結果】

- ・優勝&まちづくり委員長特別賞：舞鶴工業高等専門学校／融解と浸透

ほか各賞を選出

2) 建築士試験合格者を対象とした免許申請セミナーの実施

建築士試験合格者等を対象に、建築士免許登録時に必要な実務経歴に関する内容や必要書類の記入要領等について解説するガイドブックの改訂版を作成し、関係方面に配布した。

(5) 公益財団法人建築技術教育普及センターへの協力  
建築士試験の実施等に対し、試験監督員等の派遣や試験実施全般の運営に関し全面的に協力を行った。

2. 建築士及び建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

(1) 建築士関連制度等に係わる事業

1) 改正建築士法等への対応

(1) オンライン免許登録申請

建築士法が改正され、従来の建築士試験の受験資格要件であった実務経歴が原則として建築士免許登録の要件となった。改正法の円滑な運用・実施に向け、オンライン申請システムを開発し、4月16日より運用を開始した。

(2) 令和3年度建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

国土交通省の補助事業として以下の事業に取り組んだ。

- ①建築士免許登録申請書・各種届出書等作成用

のエクセルファイルの開発等

- ②指定登録機関用免許審査・登録マニュアルの増補改訂

- ③一級建築士登録者の申請実務経歴の分析（分析結果を中央建築士審査会に報告）

(2) 建築士の業務環境の改善

1) 業務報酬基準（告示98号）の周知・普及及び見直しの検討

昨年度に引き続き、平成30年度に実施した業務報酬基準説明会の動画をHPで公開する等周知・普及促進に努めた。

また、国土交通省における業務報酬基準の定期的な見直しに向けて、本会に告示第98号改正検討タスクフォースを設置して検討を行った。

2) 改正民法に対応した設計・工事監理及び工事請負契約約款等の普及

昨年同様に、各種約款・契約書の販売等を行った。

- ・改正民法に対応した四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款

- ・改正民法に対応した民間（七会）連合協定工事請負契約約款

- ・改正民法に対応した小規模建築物向け建築設計監理業務委託契約書

- ・改正民法に対応した小規模建築物設計施工一括用工事請負等契約約款

3) 公共建築設計懇談会への参画・協力

平成5年から建築設計を取り巻く諸問題について国土交通省（官庁営繕部、住宅局建築指導課）、東京都、神奈川県、設計3会（日事連、JIA、本会）で意見交換を行う当懇談会について、本年度は本会が幹事となり2回の意見交換会と、3会の各会長レベルが出席しての親会の開催（いずれもWEB開催）、運営等に協力をした。

- ・第1回意見交換会：令和3年11月16日

- ・第2回意見交換会：令和4年3月3日

- ・親会：令和4年3月28日

(3) 建築基準法・建築物省エネ法等改正への対応

1) 社会資本整備審議会への対応

国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会において、省エネ対策のあり方、建築基準制度のあり方に向けた審議が開始され、本会建築技術等部会及び環境部会より委員を派遣し審議への協力を行った。

審議の論点は以下の通り。

- ①新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保

- ②省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保

- ③既存ストックの省エネ対応等

- ④建築物における再生可能エネルギーの利用促進

- ⑤小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置

2) 改正マンション建替円滑法に基づく要除却認定基



準への対応

築後経過年数の古いマンションの増加により、維持管理の適正化や、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組みを強化するため、令和2年6月にマンション管理適正化法とマンション建替円滑化法が改正され、「除却の必要性に係る認定（要除却認定）」の対象の拡充等が行われた。マンション建替え等に関する専門的知識を有する技術者育成のため、本会ではオンライン講習の実施、受講促進のための周知を行った。

### 3) 建築物木材利用促進

#### ①建築物木材利用促進協定の締結

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が本年10月1日に施行され、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設された。

本会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の建築物における木材利用の促進に貢献するため、国土交通省と建築物への木材の利用促進にかかる協定を締結し、全国大会式典においてその締結式を執り行った。

なお、同制度により国が締結する第1号となった。

#### ②公共建築物の木造化、木質化の実現・普及

公共建築物等木材利用促進法が平成22年に施行され、低層の公共建築物などは原則として木造化、木質化することが義務付けられ、本会では、平成27年度より国土交通省からの要請を受け、中大規模木造建築の普及のため同設計に携わる設計者（技術者）を養成するためのセミナーを実施している。「建築物木材利用促進協定」制度の創設もあり、今年度も継続して実施した。

- ・「中大規模木造設計セミナー（実現のための手法編）」  
宮城（7）、山形（44）、千葉（14）、新潟（27）、石川（15）、広島（2）、熊本（8）、鹿児島（25）  
合計142名
- ・「中大規模木造設計セミナー（木造低コスト化編）」  
宮城（7）、山形（39）、千葉（14）、新潟（17）、石川（16）、岡山（24）、広島（2）、長崎（18）  
熊本（7）  
合計144名

### 4) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進

#### 1) 日・韓・中建築士資格者団体との協議会開催

日本、韓国、中国の3カ国の建築士の友好関係構築と情報交換・共有を目的に、平成9年より各国持ち回りで協議会を開催している。昨年度に引き続き大韓建築士協会がホストとして大田市にて予定されたが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が見送られた。

#### 2) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応

制度運営事務局である公益財団法人建築技術教育普及センターの関係委員会へ委員を派遣し、制

度運営に協力を行った。免許更新に必要な一級建築士の免許証明として、申請者希望者の原本照合を連合会及び建築士会の窓口業務として行った。

#### (5) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化

##### 1) 機関誌「建築士」の発行及び建築技術等情報の発信

本会の機関誌である「建築士」は、毎月1回の発行を行っている。情報・広報委員会の編集部会において、毎月変わる特集は、十分な準備を伴う企画の検討を行っている。その他、各地の情報やCPD研修としても活用している技術情報としての連載講座で、全国の会員に最新の情報発信を続けている。本会が実施する公益活動を広く周知するため、大学や行政機関等にも併せて同誌の配布を続けている。

また、HPを介して行政等からの情報や建築関連団体等が行う各種の建築技術セミナーなど、最新の情報発信を通じ、建築士の資質向上に供した。

##### 2) ICTを活用した建築士の業務に対する支援

建築設計の分野では、BIMをはじめとするICTの導入の必要性が求められており、今後、建築確認申請のBIM化に向けて動きは始めているが、中小の建築設計事務所等では、いまだ普及が進んでいるとは言い難い状況にある。

このため、国土交通省の補助事業として、設計業務円滑化のための事業「BIM初心者講習会」を実施した。

##### ①スタートアップセミナー

BIMベンダー（4社）による製品紹介、サポート建築士による事例紹介ほか初心者講習会

参加の手順の解説等。9月4日にライブ配信を行った、アクセス数524名。

##### ②建築設計 BIM 初心者講習

「小規模建築物（木造住宅等）」の入力モデル（統一モデル）をBIMベンダー4社のソフトを建築士会のサポート建築士の協力により作成した操作手順の解説動画を元に、操作方法を段階的に学ぶ。9月～令和4年3月末まで配信、アクセス数2,270名

##### ③ BIM 初心者講習会フォローアップウイーク

BIM初心者講習会の補完講習として、令和4年2月14日（月）～18日（金）期間を「フォローアップ・ウイーク」とし事例解説、質疑応答等の講習をライブ配信した。

参加者数571名。

##### ④ BIM 初心者講習「フォローアップ・ウイーク」の見逃し配信

「フォローアップ・ウイーク」は、ライブ配信で行われたが、当日見られなかった方のために、本会HP上から何時でも閲覧を可能とする会員限定無料配信を実施している。

### 3) WEBによる入会受付、図書購入等のシステムの運用

建築関係図書等の購入について、窓口販売等のほか、購入希望者の負担を軽減のためWEBからも

購入可能とするシステムを引き続き運用した。

#### 4) 建築士の日（7月1日）事業等実施への支援

建築士法施行日が「建築士の日」と定められている。今年度は本会が「令和3年度建築士の日日本建築士会連合会記念講演」と称し「災害と建築士と住まい」をテーマに三井所名誉会長による記念講演を、令和3年6月にWEB配信した。「建築士の日」と相前後し、全国の建築士会で住宅相談会を開催すると共に、文化講演会、市民に対する建築士の社会貢献活動を展開した。なお、開催にあたっては規模縮小や一部WEBを活用するなど、新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ実施した。

#### (6) 建築に関する調査研究・普及宣伝

##### 1) 建築における感染症対策に関する調査研究

新型コロナウイルス禍において、建物中の換気対策が不十分なケースが多く、クラスターによる感染拡大の発生要因ともなっている。そこで建築士会が実施する換気診断アドバイス講習の修了者がアドバイザー登録を行い、依頼者からの要請により、店舗、オフィスを対象に部屋の換気状況を確認し、そのアドバイスをを行う仕組みを展開した。

##### 2) 令和3年度近現代建造物緊急重点調査（建築）

文化庁の委託業務として、岡山県及び香川県を対象に、両県建築士会の協力のもと、戦後に造られた建築物のなかで、一定の価値が認められる建築物のリストを作成し（1次調査）、そのなかで特に重要な価値を持つものについて詳細調査を行った（2次調査）。

##### 3) 令和3年度熊本地震文化財建造物復旧支援事業現地調査及び所有者支援並びに調査報告書作成業務

平成29年2月、文化財建造物の修理を支援する熊本県の補助金制度（平成29年創設）を活用した復旧支援事業を行った。

・現地調査・所有者支援

- 1) 工事費見積書作成業務（1件）
- 2) 修理方針作成、工事内容確認業務（7件）

・調査報告書作成業務

・相談窓口業務

##### 4) 令和3年度熊本地震文化財災害復旧事業の建造物に係る登録有形文化財意見具書類作成業務

熊本地震文化財災害復旧事業の対象建造物に係る登録有形文化財意見具申書類作成を行うもので、今年度、歴史的価値の高い登録化の対象建造物として、6件について意見具申書類を作成した。

##### 5) 建築基準法第3条第1項第三号に基づく都道府県その他条例モデル案の作成

平成30年3月に取りまとめられた「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」は市町村が条例制定に取り組むことを想定しているが、特定行政庁となっていない市町村向けに都道府県が条例を制定する場合も選択肢の一つとして位置付ける必要がある。このため、都道府県版モデル条例案を検討し、その他条例に関心のある茨城、長崎、鹿児島

の行政担当者等と意見交換会を行い、国土交通省とも調整した上で、普及用の冊子を作成し、各都道府県、各建築士会に配布した。

### 3. 地域実践活動の戦略的展開

#### (1) 建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会

「景観デザインレビュー」の考え方を自治体に普及するため、本会が事務局となり建築関係5団体により構成される推進協議会を運営し、普及支援活動に取り組んでいる。今年度の推進協議会はWEB会議により開催、今後、「景観デザインレビュー」を普及支援活動に取り込んで行くこととした。

#### (2) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動への支援・推進

##### 1) 青年委員会活動の推進

①全国の青年委員長交流の場「シャベクリ」場をSNS上に設定。第3回『SNS交流企画～レンゴウセイネン シャベクリバ～』トークテーマ『新建築士の方へ』を6月29日（火）に実施した。

##### ②令和3年度全国青年委員長会議

「未来へ漕ぎ出せ！～新時代の冒険者たち～」をテーマに掲げ、これからの建築士像を念頭に置きながらこれからの建築士像を知ること、考えること、さらに職域を広げる働き方や建築士のあり方を考えることを目標に開催した。

・開催日 令和4年3月12日

・参加者数 合計64名

##### 2) 女性委員会活動の推進

令和3年度第30回全国女性建築士連絡協議会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からアクロス福岡6会会議室よりLIVE配信により実施。各建築士会の女性委員会活動に関する情報交換等を行った。

・開催日 9月25日

・参加者数 438名

##### 3) まちづくり委員会活動の推進

##### ①「第11回まちづくり賞」の実施

地域における継続的なすぐれた住まい・まちづくり活動の実績に対して表彰している。

今年度の応募事例数は、20士会より27事例の応募があり、令和3年9月6日に第一次選考（審査員：まちづくり委員、青年委員長、女性委員長）において、慎重に審査の結果、まちづくり大賞候補として7事例を選出した。まちづくり大賞候補者は、令和3年11月19日開催の「第11回まちづくり賞発表会&公開選考会」（開催地：東京都港区浜松町）において、各まちづくり大賞候補（7団体）がそれぞれのまちづくり活動等の発表を行い、公開審査の場で各賞の決定し、大会式典で表彰した。

##### 【まちづくり大賞】

「尾道空き家・再生プロジェクト」（NPO法人尾道空き家再生プロジェクト）

##### ②令和3年度全国まちづくり委員長会議（第30回まちづくり会議）

「地域まちづくりへの問題提起と実践（エリアリノ

バージョン)」をテーマに第30回まちづくり会議を令和4年2月19日(土)にオンライン形式で開催した。

一級建築士登録マニュアルの説明(連合会)

二級・木造建築士の審査体制、オンライン申請の取組状況等(各建築士会)等

## 〔公益目的事業-2 一級建築士登録等事業〕

### 1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録体制整備と円滑運用

#### (1) 建築士免許登録に係る建築士会との連携強化

平成30年12月に建築士法が改正され、建築士試験の受験要件であった実務経験審査が原則として建築士免許登録要件に変更されたことにより、一級建築士の指定登録機関である本会が免許登録申請者の実務経験の審査を行うこととなった。また、二級・木造建築士の免許登録については都道府県の指定登録機関である建築士会で免許申請者の実務経験の審査を行うこととなったため、審査の方法・基準・体制等を構築する必要があった。

以上のことを踏まえ、改正建築士法等の適切で円滑な運用を目的に、一級建築士、二級・木造建築士に係る指定登録機関の統一的な執行体制の確保を図ること及び建築士制度の見直しに係る周知に関する次の事業を行った。

- ①異なる登録機関においても統一的な実務経験の審査を行なうことを目的とした建築士登録機関等連絡協議会の開催
- ②主に免許登録予定者を対象とする、建築士制度の見直し内容を周知するためのガイドブックの改訂
- ③免許登録の新規申請における実務経験審査の考え方、方法等を周知するための事務マニュアルの改訂
- ④上記の②及び③について、ブロック単位で説明会を実施し併せて建築士会等との意見交換会を行った。

#### (2) 建築士免許登録要件となる実務経験の審査

実際に申請のあった実務経験について、建築士免許登録における対象実務に該当するかどうかの判断が難しい実務について実務経験審査委員会を設置して審議するものである。令和3年度は、9回開催し審査を実施した。

#### (3) 大学院における実務経験の確認、審査

大学院から提出されたインターンシップ関連の開講科目に関する新規・変更申請について、大学院実務経験確認審査委員会を設置し3月18日(金)に確認、審査を実施した。

#### (4) 建築士登録機関等連絡協議会

協議会会員間で建築士の登録事務に関する連絡調整を行うこと等により、建築士の登録事務を円滑に推進することを目的として7月及び11月に、各ブロック単位で意見交換会を実施した(1.(1)④再掲)。

##### ①会場

7月においては1ブロックのみ対面、他はオンライン形式で実施。

11月においては4ブロックで対面、2ブロックオンライン形式で実施

※北海道は東北ブロックに含めて対応

##### ②議題

### 2. 建築士名簿の適正な管理

本年度も建築士の登録、名簿の閲覧事務について、適正に業務を遂行した。

### 3. 登録・閲覧状況

今年度3月末時点の登録・閲覧状況は、以下の通り。

・新規2,523名、登録事項変更428名、再交付286名、再交付+登録事項変更7名、住所変更4,558名、登録抹消155名

・携帯型への変更582名、書換え30名、カード型免許証明書2,724枚(累計95,183枚)、

・登録証明書(免状型)125枚

(閲覧状況)

・閲覧者:47士会234名、本会登録部73名、

・閲覧対象者:47士会435名、本会登録部104名、登録内容証明(本会登録部のみ)31名

・資格確認代行(本会登録部のみ)5,975名、登録証明書(本会登録部のみ)201名

(各建築士会等から受注している二級・木造建築士免許カードの作成)

・42都道府県建築士会及び2県庁から携帯型免許証明書の作成依頼数は計6,621枚

## 〔公益目的事業-3 全国大会事業〕

### 1. 第63回建築士会全国大会(広島大会)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、広島での開催を東京の会場に変更し東京・浜松町コンベンションセンターを会場として基本的にWEB配信を主体として11月20(土)に開催した。

・大会式典:会場参加208名、WEB参加222名、計430名

このほか、記念対談、青年・女性・まちづくり委員会、環境・情報部会による各セッションを実施し、それぞれの活動発表を行った。

### 2. 伝統技能者への表彰

建築士会の会員、非会員を問わず、神社仏閣の修復・保全を始め、和の住まいとしての畳や襖、左官など日本古来の木造伝統建築に携わる技能者や、これらの技術を絶やさず後世に伝えるために後継者育成に努めている伝統技能者に対し、全国大会式典において表彰状を授与しその功績を讃えている。昨年度は全国大会が延期となったため、昨年度の表彰者も招待して執り行った。

## 〔公益目的事業-4建築士による地域貢献活動等への助成事業〕

以下の活動支援、助成を行った。

### 1. 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

災害対策特別委員会を常設の災害対策委員会に改組し、「建築士会の災害対応」の改訂作業を鋭意進めた。また、令和2年の水害被災地(熊本県)を訪れ、関係者



等へのヒアリングと現地調査を行った。

## 2. 災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等

国立文化財機構文化財防災センター、本会、日本建築学会、土木学会、日本建築家協会とともに、「災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等に関する協力協定」を締結し、平常時において歴史的建造物の防災手法に関する情報共有を促進し、協力体制の構築を図ることとした。

## 3. 建築士による地域に根差した専門活動の推進

5つのまちづくり部会は、以下のテーマで全国大会セッションにおいて活動発表を行った。

なお、各まちづくり部会は、メーリングリストを利用して、地域リーダーと情報交流（例：防災まちづくり部会だよりの発信）を行っており、まちづくり活動事例を収集、連合会ホームページで事例紹介し、情報の共有化を図った。

### 1) 防災まちづくり部会活動

テーマ：「事前の備え」としての「建築士会事前防災活動指針」を考える。

### 2) 景観＋街中（空き家）まちづくり部会活動

テーマ：街中の建物等の維持管理と建て替え等による景観の向上

### 3) 福祉まちづくり部会活動

テーマ：コロナ禍から見てきた福祉まちづくり部会活動の姿

### 4) 木のまちづくり部会＋木の建築活動

テーマ：今求められる木の建築・木の活動とは

### 5) 歴史まちづくり部会＋全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会による活動

テーマ：歴史的建造物とまちづくり～広島県内の重伝建4地区を事例に～

て解説する事を想定してテキストの作成をし、建築士会に配付した。

### (3) 保険制度等の加入促進

令和3年度末の加入状況は以下の通り。

- ・建築士賠償責任補償制度 6,765事務所
- ・けんばい（勤務建築士用） 136人
- ・工事賠償責任補償制度 157社
- ・既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険 112社

### (4) 全国大会における会員表彰

建築士会の発展等に尽力した会員に対し、その功績を称え、全国大会において連合会会長表彰として本会会長から表彰状等を授与し、感謝の意を表してきた。昨年度の全国大会が延期されたため、昨年度の表彰者は今年度の全国大会に招待した。

### (5) その他

建築行政をはじめ、応急危険度判定協議会、住宅リフォーム・紛争処理支援センター、国立文化財機構文化財防災センターとの連携・協力を行った。

以上

## 令和3年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の附属明細書」に記載すべき事項については、「本報告書の内容を補足する重要な事項」がないため作成しない。

## 〔その他事業 相互扶助等事業〕

本年度も以下の事業に取り組んだ。

### (1) ブロック会への助成

各建築士会間の情報共有や本会からの事務伝達等の周知、並びに建築士会活動の一層の活性化等を通じ地域の健全な発展に資するため、助成を行った。

### (2) 47建築士会との連携による会員増強運動の推進

#### 1) 会員増強 TF の提言に基づく運動の展開

会員増強タスクフォースにおいて会員増強に関するアンケートの実施結果を踏まえた提言に基づき会員増強運動の推進を行った。新型コロナウイルス感染拡大の中、建築士会活動が停滞しないよう IT を活用した新たな活動方法の検討を行った。

建築士会が新規正会員等を勧誘した建築士会会員または 建築士会支部に対し、「インセンティブ制度」を実施した場合、連合会が当該建築士会に助成を行っているが、今年度は昨年申請のあった山梨、三重、鳥取、大分の4士会へ助成した。

#### 2) 建築士製図試験合格者への対応及び入会促進

建築士試験合格者等を対象に、改正建築士法による建築士免許登録時に必要な建築関係実務等につい